杉戸町手話言語条例(案)の逐条解説

【前文】

手話は、音声言語とは異なる言語で、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様にひとつの言語です。生まれてすぐ又は幼い頃に失聴したろう者などにとっての母語は、多くの場合手話であり、手話はきこえる人たちの音声言語と同様で、きこえない人が生活を営むためには不可欠なコミュニケーション手段となっており、手話で会話し、学ぶことは、大切な権利です。

しかしながら、手話は長い間言語として認められず、ろう学校においても手話の使用が事実上禁止された時代があり、地域や職場などの社会においても手話の使用が制約されてきました。ろう者など手話を必要とする人は、手話を使える環境が整えられてこなかったことから、十分なコミュニケーションや必要な情報を得ることができす、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

そのような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語であると位置付けられ、社会においても手話が徐々に知られるようになり、手話に対する 更なる理解、普及が求められてきています。

そこで、杉戸町(以下「町」という。)は、町民及び事業者などが「手話は言語である」ことを認識し、手話言語に対する理解を深め、手話言語によるコミュニケーションを図ることができるよう、また、杉戸町民憲章(昭和54年杉戸町告示第18号)にある「互いに助けあい、はげましあって、しあわせなまちをつくりましょう。」を実現するため、きこえない人はもとより、障がいがある人もない人も全ての町民が互いに支え合い、尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、この条例を制定するものです。

【解説】

はじめに、この条例では、「手話」は表現方法、「手話言語」はその表現方法が言語であることと区別しています。

前文では、杉戸町手話言語条例制定にかかる背景や趣旨、ろう教育の歴史を説明しています。

検討委員会の中で、きこえない人にとって手話がいかに重要か、手話でのコミュニケーションができないことで情報保障がなされず、どれほど不便で不安であるか、またそのことを理解してもらえず、また十分な支援がないことから日常生活で苦しい思いをしていることなどについて意見をいただき、それらについて前文に書き込みました。

第1段落では、手話とは何かを説明するとともに、手話はきこえない人にとって必要な言語であり、欠かすことができない重要なものであることを記載しています。

第2段落では、ろう学校における手話の使用が制約されていたことを記載しています。そのような中でも、手話はろう者にとって必要な言語として、大切に育まれ、 受け継がれてきました。

しかし、社会の中では手話に対する理解が得られず、きこえない人が生活の中で 多くの不便や不安を感じながら生活してきたことを指摘しています。

第3段落では、近年の社会情勢の変化を記述しています。

平成18年の国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、言語に手話を含むことが明記されました。

また、わが国においても、平成23年に「障者基本法」が改正され、手話が言語 として位置付けられたことについて記しています。

以上のことから、第4段落において、町民および事業者が「手話が言語である」 ことを認識し、手話による相互コミュニケーションを図り、全ての町民が互いに支 え合い、尊重し合いながら安心して、自分らしく暮らせるまちをめざし、この条例 を制定することを記しています。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町、町民、事業者及び聴覚障がい関係者等の役割及び責務を明らかにするとともに、手話言語への理解及び普及促進を図り、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての町民が互いに支え合い、尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目的とする。

【解説】

本条は、条例の目的を定めたものです。

手話が言語であることを前提に、手話言語への理解及びろう者に対する理解を促進し、全ての町民が安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目的としています。 そのために、この条例において基本理念を定めて、町、町民、事業者等の責務 及び役割を明確にするものです。 (基本理念)

第2条 手話は、日本語と同様にひとつの言語として尊重されなければならない。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

「手話は日本語と同様にひとつの言語である。」との認識のもと、手話に関する施 策を推進することで、第1条に定める安心して自分らしく暮らせるまちの実現に寄 与することができます。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話言語に対する理解及び普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

【解説】

本条は、町の責務を定めています。

町は、基本理念に基づいて、手話言語とろう者の聴覚障がいの特性について、 正しい理解と普及促進を図るとともに、手話を必要とする人が、手話言語で話 すことや、手話通訳を使用しやすい環境を構築するため、手話を使いやすい環 境整備に必要な施策を推進することを明らかにしています。

(町民の役割)

第4条 町民は、地域社会で暮らす一員として、この条例の目的及び基本理念 について理解を深め、手話を必要とする人が暮らしやすい地域社会の実現に向け、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、町民の役割について定めています。

全ての町民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、町民が 基本理念への理解を深めることが必要です。

また、手話に関する施策の推進にあたっては、町民の協力が必要不可欠であり 町民が積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めたもの です。

なお、町民の範囲については、町内に在住し、在勤し、又は在学する者を指します。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、手話 を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するとともに、町が推進す る施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者(町内において、医療、商工業、金融業その他の事業を行う者をいう。)の責務について定めています。

事業者は、基本理念の理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するため、必要な措置を 講ずることを明らかにしています。

(手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等の責務)

第6条 手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等は、相互に連携して手話言語の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、主体的に活動するとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等の責務について定めています。

既に手話を習得しているきこえない人や聴覚障がい者関係団体などは、相互に連携 し、手話及び手話言語の普及啓発のため、主体的かつ積極的に活動するとともに、町が 推進する施策に協力することを記しています。

(推進方針)

第7条 町は、次に掲げる手話及び手話言語に関する施策の推進に関し、必要な 方針(以下「推進方針」という。)を定めるものとする。

- (1) 手話及び手話言語の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること。
- (3) 手話を使いやすくする環境の整備に関すること。
- (4) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (5) 学校教育の場における手話及び手話言語の理解及び普及に関すること。
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関すること。
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。
- 2 町は、推進方針を定めるに当たっては、町が別に定める障がい者に関する計画等との整合性を図るものとする。
- 3 町は、推進方針の策定及び取組に当たっては、手話を必要とする人その他関係者との協議の場を設けるものとする。

【解説】

本条は、条例制定後の手話及び手話言語に関する施策の実効性を確保するために、施策の推進方針を策定し、推進方針にもとづいて施策を実施していくことを定めたものです。

推進方針の策定にあたっては、既に実施している手話に関する施策については、本条第1項第1号から第7号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合は、推進方針に反映します。

第2項では、推進方針は、町が別に定める障がい者に関する計画(地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)を踏まえ定めることとしています。

第3項では、手話及び手話言語に関する施策の推進に当たっては、実施状況の確認や点検のため、手話を必要とする人(杉戸町聴覚障害者協会)やその他関係者(障がい者計画推進懇話会や手話サークルなど)の意見を聴くとともに協議の場を設けることとします。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話及び手話言語に関する施策を推進するために必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、手話及び手話言語に関する施策を推進するために、必要な財政上の 措置について定めています。

なお、予算措置については、事業化への効果などを検討した上で、財政状況を 踏まえて、措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

議会における議決等、必要な手続きを経て、施行日を定めるものです。